

令和 5 年 5 月 26 日
農林水産省

「国営土地改良事業等における現場技術業務」の実施状況について

1 概要

(1) 事業の概要

公共サービス改革基本方針（令和 2 年 7 月 7 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国営土地改良事業等における現場技術業務」については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）の規定に基づき、平成 3 年度から複数年の契約期間で以下のとおり民間競争入札を実施している。

現場技術業務は、業務発注担当部署（地方農政局又は事業所等。）ごとに発注される国営土地改良事業等における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業の執行と公共工事の品質確保及び事業促進に資することを目的とする業務である。

(2) 対象業務

現場技術業務	67 件	（令和 3 年度	35 件	2 ヶ年	32 件	3 ヶ年	3 件）
		（令和 4 年度	13 件	2 ヶ年	12 件	3 ヶ年	1 件）
		（令和 5 年度	19 件	2 ヶ年	17 件	3 ヶ年	2 件）

(3) 受託事業者

各事業箇所における受託事業者（契約者）については「別紙 1」のとおりである。

(4) 確保すべき公共サービスの質

確保されるべき対象公共サービスの質と達成水準のモニタリング方法については、「別紙 2」のとおりであり、業務成績評定に反映することにより評価するものとする。

2 対象公共サービスの実施内容に関する評価

(1) 対象公共サービスの質についての達成状況

「別紙 1」のとおり、令和 2 年度に実施した現場技術業務の平均業務成績評定点と、公共サービス改革法による契約手続きを行った評価対象業務の平均業務成績評定点を比較し、その結果を考察することにより評価した。

令和 4 年度に完了した評価対象業務の平均業務成績評定点は、民間競争入札導入前の令和 2 年度業務の平均業務成績評定点と比較し、概ね同等の結果であった。

また、現在、継続している対象業務についても特段の問題は報告されていないことから、各受託事業者が業務内容、仕様書等を踏まえ、適切に業務が実施されたものと考えている。

なお、すべての評価対象業務は、実施要項において実績と認められる業務成績60点以上であったことから、発注者が求める業務品質は確保されているものとする。

■年度別平均業務成績評定点

対象	令和2年度	令和3年度	備考
監督支援型	78.1点/143件	77.8点/31件	令和3年度4件については、業務は継続中
事業促進型	—	—	
計	78.1点/143件	77.8点/31件	

3 実施経費についての評価

本業務は、それぞれの業務毎に実施内容、業務量、実施期間等が異なるため、公共サービス改革法の対象事業と従前事業の経費を直接比較することは技術的に困難であることから、競争性の観点については平均応札者数及び1者応札の割合の推移により、経費削減の観点については平均落札率の推移により評価を行うこととした。

(1) 1者応札割合の推移

対象業務全体の1者応札の割合は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度、令和4年度共に減少しているが、令和5年度については、増加している。また、令和4年度に追加した事業促進型については、令和4年度はと比較して令和5年度減少している。

■年度別1者応札割合の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	1件/11件 (9.1%)	10件/15件 (66.6%)
事業促進型	—	—	2件/2件 (100%)	1件/4件 (25.0%)
計	104件/143件 (72.7%)	22件/35件 (62.9%)	3件/13件 (23.1%)	11件/19件 (57.9%)

(2) 平均落札率の推移

対象業務全体の平均落札率は、民間競争入札実施前の令和2年度と比較して、令和3年度は増加しているが、令和4年度は減少しており、令和5年度については、令和4年度と比較して、増加している。

■年度別平均落札率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監督支援型	92.9%	93.8%	90.9%	92.3%
事業促進型	—	—	88.8%	86.5%
計	92.9%	93.8%	90.6%	91.1%

4 アンケート調査結果について

令和3年度から令和5年度に現場技術業務を受注した契約者に対して、アンケート調査を行った。

(1) 複数年契約についての意見

- ・複数年契約により現場技術員の事業に対する習熟度が上がり、成果の品質向上につながる。また、監督員との信頼関係が緊密になり業務を効率的に推進できている。
- ・現場技術員の労務管理等が効率的に行うことができる。
- ・複数年となることで、現場技術員の確保がしやすく、会社にとっても経営上の安定が図れる。

(2) 複数年契約における経費削減

- ・業務で使用するパソコンや複合機等の搬入・搬出費用の削減。
- ・契約手続き（申請書及び技術提案等の作成等）に係る作業の削減。
- ・現場技術員の宿舍等の借用、解約等の手続きが容易で初期費用の削減。
- ・現場技術業務で使用するシステムやインターネットの契約費用が単年契約よりも複数年契約の方が安価となるための経費の削減。
- ・現場技術員の研修等にかかる費用。

5 まとめ

(1) 評価の総括

「国営土地改良事業等における現場技術業務」の実施において、評価に用いた令和4年度に完了した対象業務の平均業務成績評定点は、民間競争入札実施前と概ね同等であったことから、確保されるべき対象公共サービスの質は、十分確保されているものと考えられる。

競争性確保の観点については、これまで、入札参加要件の緩和や複数年契約などの発注単位の見直し等を行うことで、民間企業が参入しやすい環境作りに取り組んできたところであり、令和2年度と比較すると1者応札者の割合も減少している。加えて経費削減の観点についても、落札率が減少しており、経費削減の効果が見られる。

また、アンケート結果から、入札参加要件の緩和や複数年契約などの発注単位の見直し等についての取組について評価されており、複数年契約にすることにより、職場環境に係る経費等の経費について削減が可能となるとの意見があり、経費削減が図られていると考えられる。

(2) 今後の方針

以上のとおり、令和3年度から令和5年度の1社応札の割合の推移から競争性確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

また、「国営土地改良事業等における現場技術業務」の受注者を対象としたアンケート調査結果より、入札要件の緩和や業務内容の明確化についての意見が提出されており、引き続き、入札要件設定の緩和や業務内容の明確化などの改善を図っていく必要がある。

1-2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施に当たり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1-2-1 達成目標

(1) 監督支援型

ア 設計に関する業務

(ア) 設計及び工事の積算に関する資料等の作成

- a 民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により設計及び工事の積算に必要な現地条件等の調査及び図面、その他の資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

イ 監督に関する業務

(ア) 施工計画の検討

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事受注者から提出された書類（施工計画書、報告書、各種データ、図面等）を検討し、その結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) 工程管理の点検

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、速やかに監督職員に報告するものとする。

(ウ) 出来形管理及び品質管理の確認

a 検測

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事の施工について設計図書に示す適正な出来形及び所定の品質を確保するために現地で検測を行い、その結果を遅延なく監督職員に報告するものとする。

b 出来形管理及び品質管理

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事受注者が土木工事施工管理基準等に基づく出来形管理及び品質管理を確実に履行しているか確認し、その結果を監督職員に報告するものとする。

(エ) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

a 設計図書と現地の不一致等

民間事業者は、業務遂行中に次の各号に掲げる事項又は、これに類する事項につき工事受注者から通知を受けたときは、遅延なく監督職員に報告するものとする。

(a) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。

(b) 設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符合しないこと及

び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

(c) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。

(d) 予期することができない特別の状態が生じた場合。

(e) 工事を一時中止し、又打ち切る必要があると認められる場合。

b 設計変更等に関する資料

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

(オ) 工事施工に関する資料等の作成

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、工事施工に必要な調査、測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

(カ) 工事施工に関する立会、観察、測定等

a 立会・観察、測定

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等の書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会、観察、測定し、設計図書に適合しない場合又は、工事受注者が工事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないもので、実施されていない場合には、その結果を監督職員に報告するものとする。

b 材料検査

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、材料検査を実施し、次の各号に定める事項を付記してその結果を監督職員に報告するものとする。

(a) 検査年月日

(b) 品名、寸法等

(c) 検査数量

(d) 検査結果及び合格数量

(e) その他必要と認められる事項

c 工事検査の立会

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、請負工事に係わる工事検査に立会うものとする。

(キ) 工事の安全確保及び事故報告

a 工事の安全確保

民間事業者は、工事現場の安全点検を行い、安全対策に不備がある場合にはその状況を監督職員に報告するものとする。

b 事故報告

民間事業者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

(ク) 工事現場発生品の確認

民間事業者は、工事受注者の施工によって生じた現場発生品について監督職員との打合せや指示等により、工事受注者の提出する調書を照査して監督職員に報告す

るものとする。

(ケ) 工事受注者に対する支給品等の確認

- a 民間事業者は、発注者が工事受注者に対して支給、又は貸与する物品について、監督職員との打合せや指示等により、その都度、受領書又は借用書を工事受注者から徴して、監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。
- b 民間事業者は、工事受注者から発注者に貸与品の返還があった場合に監督職員との打合せや指示等により、その都度、工事受注者から返還書を徴して監督職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

(コ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

ウ 関係機関等との協議に関する業務

(ア) 関係機関等との協議に関する資料等の作成

- a 民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、地元及び関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査又は資料等の作成を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、監督職員の指示により、監督職員が前項の協議等を行う際、随行するものとする。

(イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

エ 事業実施に関する業務

(ア) 事業実施に関する資料等の作成

民間事業者は、監督職員との打合せや指示等により、次の各号に定める事項について調査又は資料等の作成・整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

- a 設計・工事等の発注に係る契約図書の整理
- b 設計・工事等の発注に係る契約図書に必要な測量、調査又は資料等の作成
- c 事業計画変更に必要な調査又は資料等の作成
- d 事業再評価に必要な調査又は資料等の作成

(イ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

(2) 事業促進型

ア 調査・測量・設計業務等の調整等

(ア) 業務方針等の調整

民間事業者は、調査・測量・設計業務等受注者から提出される業務計画書等の確認を行い、確認した業務計画書及び確認結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) 工程の把握及び調整

- a 民間事業者は、調査・測量・設計業務等の工程を把握するとともに、検査時期、業務成果品の引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、予定工程が著しく遅れることが予想される測量・調査・設計業務等がある場合は、当該調査・測量・設計業務等受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。
- c 民間事業者は、調査・測量・設計業務等の進捗の遅れが、全体工程に対して著しく影響があると判断される場合は、その旨を監督職員に報告しなければならない。また、当該調査・測量・設計業務等受注者から事情を把握し、全体業務工程の最適化を図るための是正措置を提案するものとする。

(ウ) 調査・測量・設計業務等の助言

- a 民間事業者は、工事施工の観点から、調査・測量・設計業務等受注者に対し適切かつ的確な助言を行うものとする。
- b 民間事業者は、調査・測量・設計業務等が効率的、効果的に実施できるよう、調査・測量・設計業務等受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

(エ) 調査・測量・設計業務等の協議等

民間事業者は、調査・測量・設計業務等の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等に当たり、不明確な事項の確認や、対応案の作成が必要となる場合には、監督職員の指示により必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

(オ) 調査・測量・設計業務成果内容の確認

- a 民間事業者は、調査・測量・設計業務成果について、成果の妥当性等の観点から業務内容の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、調査・測量・設計業務等において行う工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し必要な対応案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

(カ) 調査・測量・設計業務等の検査資料確認

民間事業者は、調査・測量・設計業務の契約図書により義務づけられた資料及び検査に必要な書類及び資料等について確認を行うものとする。また、業務完了検査に立会うものとする。

(キ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

イ 工事に関する調整等

(ア) 施工方針等の調整

民間事業者は、工事の受注者から提出される施工計画書等の確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。確認の結果、工事の受注者に対して、施工計

画書の修正を指示すべき事項のうち、監督職員の承諾を得られた事項については、工事の受注者に、施工計画書の修正を指示するものとする。修正された施工計画書等は、再度確認を行い、確認結果を監督職員に報告するものとする。

(イ) 工程の把握及び調整

- a 民間事業者は、工事の工程を把握するとともに、検査時期、引渡し時期を確認し、監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、予定工程が著しく遅れることが予想される工事がある場合は、当該工事受注者に対して、その理由とフォローアップの実施を求めるものとする。

(ウ) 工事の助言

民間事業者は、施工が効率的、効果的に実施できるよう、工事受注者に対し、適切かつ的確な助言を行うものとし、その内容について監督職員に報告するものとする。

(エ) 工事の協議等

民間事業者は、工事の契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議及び受理等について、不明確な事項に対する確認や、対応案の検討が必要となった場合には、監督職員の指示により、必要に応じて現場条件等を把握し、対応案を作成し監督職員に提出するものとする。

(オ) 施工状況の確認

- a 民間事業者は、施工状況について、施工性、安全性等の観点から施工状況の確認を行い、その結果を監督職員に報告するものとする。
- b 民間事業者は、工法・施工計画について、効率的、効果的な施工方法及び施工計画となるよう代替案、改善案について検討を行い、監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。
- c 民間事業者は、工事契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確認するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

(カ) 出来形管理及び品質管理の確認

民間事業者は、工事の契約図書に定められた工事の目的物の出来形及び品質規格（工程管理、出来形管理、品質管理、工事写真等）の確保の方針等について検証し、その内容について監督職員に報告するものとする。

(キ) 工事の検査資料確認

民間事業者は、工事の契約図書により義務づけられた資料及び、検査（中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（性質上可分の工事の完済部分検査を含む。）、完成検査）に必要な書類及び資料等について助言を行うものとする。また、監理業務受注者は、工事検査に立会うものとする。

(ク) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。

ウ 地元関係者及び関係機関等との協議等

(ア) 調査・測量・設計業務等の立入に関する地元説明

民間事業者は、調査・測量・設計業務等の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

(イ) 調査・測量・設計業務等に関する地元関係者との調整・協議

民間事業者は、地元関係者等から事業に関する苦情・要望等があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者との協議を行うものとする。

(ウ) 調査・測量・設計業務等に関する関係機関等との調整・協議

a 民間事業者は、設計等を実施する前に、関係機関と設計条件等の基本的事項を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

b 民間事業者は、上記 a に基づき実施した設計内容を確認する他、工事を施工する上で必要な設計の詳細内容及び設計施工協議の状況を確認するものとし、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

c 民間事業者は、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。

なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

d その他事業の推進に必要な調整・協議事項について、監督職員の指示により適切に処理するものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、延滞なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、調査・測量・設計業務等受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議するものとする。

(エ) 工事に関する地元関係者との調整・協議

a 工事着手時等の立入に関する地元説明

民間事業者は、工事の実施に伴い、地元関係者の土地に立入る必要がある場合は、監督職員の指示により、当該地元関係者に対し土地立入について了解を得るものとする。

b 工事に関する地元関係者との調整・協議

民間事業者は、地元関係者から事業に関する苦情・要望があった場合、その内容を確認し監督職員に報告するものとし、監督職員の指示により当該関係者と協議を行うものとする。

(オ) 工事に関する関係機関等との調整・協議

a 民間事業者は、工事を実施する前に、関係機関等と設計協議事項を確認するものとし、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

b 民間事業者は、設計協議に基づき実施する工事内容を確認し、その結果について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

c 民間事業者は、早期の工事着手、完成を念頭におき、関係機関等との速やかな調整・協議を図るものとする。なお、関係機関等から再検討、要望、指示等を受けた場合は、遅延なくその旨を監督職員に報告するものとし、監督職員の承諾を得て、工事受注者に対し、必要な対処案の作成を指示し、その結果について監督職員と協議する。

(カ) 調整・協議に必要な資料の作成

民間事業者は、監督職員から指示があった場合には、地元関係者及び関係機関との協議資料を作成するものとする。

(キ) その他上記に準ずる事項

民間事業者は、その他上記に準ずる事項について、監督職員の指示の下、調整等を行うものとする。